

岩手県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、陸前高田市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 陸前高田地区被災市街地復興推進地域
- 2（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
- （2）名称 今泉地区土地区画整理事業
- 3（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
- （2）名称 高田地区土地区画整理事業